

海外経済要録

国際機関

◇IMF、一般借入れ取決め(GAB)の発動を発表

IMFは、英国に対し14億ドルの資金引出しを認めるという方針のもとに、一部引出通貨調達のため一般借入れ取決め(General Arrangements to Borrow)の発動を関係10か国に要請していたが、10か国会議の承認を得て5月12日にこれを発表し、英国の資金引出しを認めるとを明らかにした。同協定の発動は前年11月20日に続き今回が2回目のことであり(39年11月号「要録」参照)、同取決め参加10か国のうち英米を除く8か国から525百万米ドル相当額の各国通貨を借り入れるものである。残額875百万ドルのうち、475百万ドルはIMF手持ち通貨が充当され、また400百万ドルはIMF保有金を上記8か国およびスペイン、デンマークに売却することにより調達される。調達方法別、通貨別の内訳は次表のとおり。

なお、基金とスイスとの間の1964年6月11日付取決め(スイスはGABに参加していないが、GAB発動に際してこれに協力することを内容とするもの)に基づき、スイスは英国に対し別途40百万米ドル相当額のスイス・

英国の引出しに伴うIMFの資金調達計画

(単位・百万米ドル相当額)

通貨別	GAB借入	限度額	今回借入れ後限度 余裕	金売却による調達	IMF手持通貨の 充当	計
ベルギー・フラン	37.5	150	82.5	27.5	17.5	82.5
カナダ・ドル	35	200	150	27.5	45	107.5
フランス・フラン	140	550	310	92.5	10	242.5
ドイツ・マルク	167.5	1,000	652.5	132.5	12.5	312.5
イタリア・リラ	65	550	480	32.5	85	182.5
日本・円	25	250	205	22.5	30	77.5
オランダ・ギルダー	37.5	200	122.5	32.5	17.5	87.5
スウェーデン・クローネ	17.5	100	67.5	12.5	7.5	37.5
英ポンド	—	1,000	1,000	—	—	—
米ドル	—	2,000	2,000	—	200	200
10か国グループ小計	525	6,000	5,070	380	425	1,330
デンマーク・クローネ	—	—	—	5	25	30
スペイン・ペセタ	—	—	—	15	25	40
合計	525			400	475	1,400

フラン信用を供与することとなった。

◇米国、消費税減税教書

ジョンソン大統領は5月17日、消費税減税教書を議会に提出し、本年中17.5億ドル、1966年1月1日以降17.5億ドル、1967年1月1日以降の3年間に4.6億ドル、以上総額39.6億ドルの減税を行なうことを要請した。もっとも同教書においては、1966年1月1日以降約3億ドルにのぼる消費税の増税が行なわれることも予定されているので、ネットの減税総額は36.6億ドルである。

◇米国、国際収支統計方式の変更に関する勧告書を公表

米国の国際収支統計再検討のための委員会(The Review Committee for Balance of Payments Statistics 1963年4月設置、通称「ペルンシュタイン委員会」)は、さる4月16日に報告書を提出し、現行国際収支統計作成方法の改正を政府に勧告した。

その主眼点は民間取引を通ずる短期ならびに一部長期資本の流出入を資本取引に算入しようとするにある。すなわち、現行方式では公私を問わず外国人が保有する米ドル流動資産および中長期米国債の増減は収支尻決済項目(settlement item)として扱われているが、これは米国人保有外国流動資産の増減が通常取引として扱われていることとの関係からいっても不相当であり、また元来決済項目は外国政府が自国通貨の平価維持のために行なう公的取引に限らるべきであるから、他国同様、外国通貨当局およびIMFとの取引以外は通常収支として扱うことに改めようというものである。

なおこれには、上記のような現行の扱いの結果、通常収支赤字が実勢以上に大きく計上され心理的に悪影響を及ぼしているとの配慮もあったものとみられる。ちなみに新方式によると1964年の通常収支赤字は15億ドルとなり、現行方式による31億ドルに比べて半減することになる。

かかる勧告に対してはかなりの支持もあるが、現行統計作成を担当する商務省が準備通貨国の国際収支統計としては現行方式が適当であるとして反対しているほか、統計方式の変更が国際収支赤字隠蔽のためであるとの誤解を招かな

いよう慎重な配慮が必要であるとの意見も強い。いずれにせよ新方式の採否は、本報告検討のために設けられた委員会の検討の結果いかにかかるもので、かりに実施されるとしてもかなり先のこととみられる。

◇ラテン・アメリカ共同市場設立案

ラテン・アメリカの指導的エコノミストであるプレビツシュ(国連貿易開発会議事務局長)、カルロスサンス(進歩のための同盟全米委員会議長)、エレラ(米州開発銀行総裁)、マヨープレ(国連ラテン・アメリカ経済委員会事務局長)の4名は、チリ大統領の要請によってラテン・アメリカ共同市場設立に関する基本構想をまとめ、4月12日、米国、カナダ、キューバを含む米州諸国政府に送付した。

ラテン・アメリカではすでに1961年以降ラテン・アメリカ自由貿易連合(LAFTA)、中米共同市場(CACM)が設けられ、通商政策を中心に統合への努力が進められてきたが、中南米地域の大半をカバーするLAFTAにおいては加盟国間の利害調整が困難となるにつれて自由化計画は次第に行き詰まり、国別商品別交渉により進められてきた現行の関税引下げ方式、域内経済統合促進策などについても全般的再検討が必要であるとの見解が強まりつつあった。かかる情勢を背景に本年初めチリ大統領は前記4人のエコノミストに現状打開策の検討を要請し、これに対する回答として今回の構想が提出されたものである。

提案中注目される点は、共同市場設立が国家主権に制約を及ぼす点に関し各国元首に政治的決断を求めたこと、および究極的には南北米州大陸全域を包含する自由貿易地域を設立せんとする一部米国筋の提案(ジャビッツ上院議員のメキシコにおける演説)にもかかわらず、加両国の参加を考慮していないことであり、これらの点については今後ラテン・アメリカはもとより米国においても議論を呼ぶことと思われる。

提案の大要次のとおり、

(1) 通商政策……10年間に次の4目標を達成する。①さしあたり10年後の関税水準を想定し、その目標に向かって漸進的かつ自動的方式で関税を引き下げる(域内関税については最終的には撤廃が予定されている)、②域内貿易については数量制限などの非関税障壁を緩和する、③対外共通関税を設定する、④域内取引には加盟国相互間に特惠待遇を適用する。

(2) 投資政策……①鉄鋼、自動車、石油化学など特定の基礎産業については域内全体の立場から投資計画を調整する、②農業および運輸通信などの公益事業に対する投

資を促進する、③外資導入に関し域内共通の基準を確立する。

(3) 域内の決済制度……域内決済のため新機構を設立する。同機構は域内各国相互間における貿易尻の多角的決済とこれに関連した信用の供与とを行なう。同機構の機能を円滑ならしめるために各国中央銀行間の対外準備の一部を割いて共通基金を設ける。

(4) 機構……①閣僚会議を設置し最高決議機関とする、②閣僚会議により任命された委員をもって執行委員会を構成する、③ラテン・アメリカ議会を創設し統合に関する重要問題を審議する、④さらに加盟国間の問題を解決するため、調停委員会を設ける。

欧州諸国

◇英蘭銀行、特別預金制度の発動

英蘭銀行は4月29日、特別預金制度(注)を発動する旨を発表した。発表の要旨は次のとおり。

- (1) 対象は、ロンドン手形交換所加盟銀行11行およびスコットランド系銀行5行
- (2) 積立て率は、ロンドン手形交換所加盟銀行については総預金の1%、スコットランド系銀行については0.5%とし、5月19日までに要積立て額の半額を、また6月16日までに残りの半額を、それぞれ英蘭銀行に預け入れる。

(注) 特別預金制度 Special Deposit Scheme は、1958年7月に創設され、1960年4月に初めて発動されたが、62年12月以降積立て率は零に据え置かれていた。なお、本特別預金は市中銀行の流動比率には算入されない。

本措置実施の背景としては、①市中貸出が3・4月とも増加を示しているにもかかわらず(加盟銀行貸出対前月比増加額3月100百万ポンド、4月97百万ポンド)市中銀行の流動比率は4月でも29.52%と、なお最低比率(28%)を上回る水準にあり、銀行は依然としてかなりの貸出余力をもっているため、これを抑制する必要があると判断されたこと、②財政を通じて需要抑制の効果をあげるには新年度早々の現在ではなおかなりの期間を要するものとみられるため、短期的に金融引締め政策で補強する必要があると考えられたこと、によるとみられるが、③IMFからの借款を前にしてIMFをはじめ対英援助国の信認を強めようとする意図もあったとみられている。

なお、今回の措置により銀行は英蘭銀行に對しきあたり約90百万ポンドの資金の積立てを要することとなるが、本積立額は加盟銀行の流動比率には算入されないため、現在流動比率の低い銀行(ロイド、ミッドランド銀行各28.8%)では、最低流動比率の28%を維持するため

貸出などの債権について回収を余儀なくされるものとみられている。

◇英蘭銀行総裁、市中貸出の抑制強化を要請

英蘭銀行では、昨年12月8日ロンドン手形交換所加盟銀行をはじめ各種金融機関に対し不急不要貸出を押えるべき旨の総裁書簡を送った(39年12月号参照)が、さらに5月5日加盟銀行協会議長あてに量的規制を含むきびしい貸出抑制の実施を要請する書簡を送った。なお、同文の書簡が金融商社協会、英国保険協会、ロンドン割引市場協会、引受商社委員会、海外および英連邦銀行協会、建築組合協会などにも送付された。

本書簡の内容は公表されていないが、概要は次のとおりと伝えられている。

- (1) ロンドン手形交換所加盟銀行は、国有企業および地方公共団体向けを除く民間部門(private sector)へのポンド建貸出のすべてについて本年4月以降1年間の増加額を3月17日現在の残高の5%(年率)をこえない範囲内に制限すること。

(注) 現在、ロンドン手形交換所加盟銀行の民間部門への貸出は約50億ポンドであるため、ここ1年間の貸出増加額は2.5億ポンド以下となるが、4月にはすでに75億ポンド増加しているため、今後11ヵ月間の増加額は175億ポンド程度に押えなければならないこと、および例年の増加率は10%以上に達していることからみて相当にきびしい制限とみられている。

- (2) 貸出にあたっては、昨年12月に送付された書簡に従い、輸出金融および輸出増進に直接寄与する部門に対する貸出を優先すること。昨年12月の書簡において輸出と並んで優先順位を与えられていた製造業(industry)向け貸出については今後不用不急貸出と同様に抑制すること。

- (3) 貸出抑制の範囲については、貸付(advances)のみではなく手形引受け(acceptance facilities)および商業手形の買取り(purchase of commercial bills)を含めること。

今回の措置は、先月発表された新年度予算に対応し、明年中に国際収支の均衡を実現することをねらいとして打ち出されたものとみられているが、特別預金制度の発動、直接的な貸出規制の実施等の措置によって企業意欲にどのような影響が及ぶかが懸念されており、公定歩合の引下げ、設備投資に対する税法上の優遇が望まれている。

なお、上記英蘭銀行の貸出抑制要請に対し、ロンドン手形交換所加盟銀行協会は全面的に協力する旨の返答書を出したが、その際今回の民間部門に対する貸出抑制の強化に対応して公共部門での支出が抑制されなければ十

分な引締め効果が期待されないこと、加盟銀行のなかにはすでにかなりの貸出承認を与えたものもあり、5%の増加枠をこえるものが出るかもしれない等の事情から今後の貸出動向を検討するため英蘭銀行と協議したいこと等を申し入れた模様である。

◇英国、鉄鋼国有白書発表

政府は昨年11月3日、議会において必要な範囲における鉄鋼産業の再国有化および国家管理を早急に実施する旨を発表したが、4月30日議会に対し鉄鋼国有化の基本方針を示す「鉄鋼国有化白書」(The Steel Nationalisation White Paper)を提出した。本白書の概要は次のとおりである。

(1) 鉄鋼産業の現状

現在、鉄鋼会社は約260社で、そのほとんどは英国鉄鋼連盟(British Iron and Steel Federation)の傘下にある。鉄鋼業は、①英国最大の産業(昨年中の販売高は10億ポンド、同年末雇用者数315千人)であり、過去5年間(1960～64年)における年平均投資額は130百万ポンドと製造業投資総額の11%に達していること、②基幹産業であること、③輸出の増進に決定的な重要性(昨年中の輸出の半分は鉄鋼関連財)を有していること、などからみて英国経済の中軸(a focal and dominating)となっている。

(2) 国有化の必要性

鉄鋼業を国有化しなければならない理由として白書があげたのは、次の3点にある。第1は、鉄鋼業は経済発展のために公共的な役割を果たさなければならないが、私企業の体制では、十分な責任を果たせないこと、第2は、世界の競争に立ち遅れないためには一工場につき150百万ポンドもの建設資金を必要とするが、民間資金ではかかる巨額の資金調達には困難であり、また可能としても完成までには長期間を要すること、第3は、鉄鋼生産を競争体制のもとで効率的に行なうことをねらいとして「鉄鋼法」(Iron and Steel Act, 1953)が制定されたにもかかわらず、同法に基づき鉄鋼庁が最低販売価格を指示しているため、鉄鋼会社間の販売競争はきわめて限られている現状にある。しかし、鉄鋼業の規模や取引条件は一般物価に対し主導的な影響を及ぼすため、公共の利益のみを重んずる価格政策がとりうるよう国有化を実施する必要があること、によるものである。

(3) 国有化の範囲

260社の中、1963年7月から64年6月までの1年間に475千トン以上の粗鋼を生産した14社(注)が国有化

の対象となる。

- (注) Cilvilles Ltd.
 Consett Iron Col. Ltd.
 Dorman Long Cal. Ltd.
 English Steel Corporation Ltd.
 G. K. N. Steel Col. Ltd.
 John Summers & Sons Ltd.
 The Lancashire Steel Corporation Ltd.
 The Park Gate Iron and Steel Co. Ltd.
 Richard Thomas and Baldwins Ltd. (当社のみは1953年の鉄鋼国有解除後も株式は民間に返還されておらず、政府保有のまま現在に至っている)
 Round Oak Steel Works Ltd.
 South Durham Steel and Iron Co. Ltd.
 The Steel Company of Wales Ltd.
 Stewarts and Lloyds Ltd.
 The United Steel Companies Ltd.
 なお、上記14社の従業員は合計220千人(鉄鋼産業全従業員の70%)で、粗鋼、鉄鉄、特殊鋼、鉄鋼製品、ブリキのそれぞれについて総生産高の90%を占めている。

(4) 国有化に伴う株主などへの補償

政府はすでに国有化されている Richard Thomas and Baldwins Ltd. を除く13社の証券(株式・社債)保有者に対し次のような評価方法により補償を行なう。

イ、株式市場で相場が立っているものについては、1959年10月から64年10月までの61ヵ月間の平均相場または64年5～10月間の平均相場のいずれか高い相場。

ロ、相場の立たなかった証券については、動力省と証券保有者との間で話し合いにより決定する。

(注) 上記補償額は総額660百万ポンド(うち、上場証券分550百万ポンド、非上場証券分100百万ポンド)と見積られている。

(5) 国有化の時期

証券移転日は、国有化法公布の日から36週間目もしくはそれ以前の動力省の定める日

(6) 国有化後の組織

イ、鉄鋼社(The National Steel Corporation)を設置(政府任命の議長のほか10～16名のメンバーで構成)し、国有会社の唯一の持株会社として国有会社の運営に必要な統制を行なう。

ロ、個々の会社形態はそのまま残すが、国有化された会社の経営権は別途作られる覚書(Memoranda of Association)で限定される。鉄鋼公社は、①移譲された証券を所有し、②覚書で認められた事業を遂行し、③鉄鋼または他の事業を行なう他の会社を設立、または取得する権限が付与されるほか、動力省の許可のもとに国有会社などにとって必要な土地を強制的に買い上げる権限を与えられる。

(7) その他

鉄鋼局(The Iron and Steel Board)および鉄鋼持株処理機関(The Iron and Steel Holding and

Realisation Agency)は廃止する。また、国有会社は英国鉄鋼連盟から脱退すべきものとする。

なお本白書は、5月6日下院においてわずか4票差で承認されたが、政府は6月6日までに具体的な国有化法案を議会に提出したい意向と伝えられる。

◇西ドイツ・ブンデスバンク再割引限度枠を削減

さる3月4日、中央銀行理事会は対市中銀行再割引限度枠を削減する旨の決定を行なったと伝えられている。現行の再割引限度枠(公表はされていないが、合計約120億マルクといわれる)を $\frac{1}{2}$ 削減して90億マルク程度とし、5月1日から5ヵ月間にわたり再割引残高の推移をみた上、新限度枠の算定を行ない、10月初めから実施する意向と報ぜられている。

ブンデスバンクのねらいは、1959年以降市中金融機関の増資等が行なわれた結果、算定基礎の増大に伴い限度枠が自動的に拡大し、現状に合わなくなっているのをこれを適正水準にまで縮減することにあるといわれているが、他方市中金融機関側はこれを金融引締め政策の再強化と受取っており、両者の間には微妙な見解の相違がみられる。

西ドイツの再割引限度枠は「自己保証資本金」(注)を基準に決定されており、通常その2%とされているが、現実に限度枠一杯まで利用している銀行はごく少ないといわれ、とくに3大銀行の場合64年末で限度枠のわずか16～20%が利用されたにすぎないと伝えられている。他の銀行についても手形裏書保証債務残高は自己保証資本金の2%をはるかに下回っている。こうした状況からみて、今回の措置が国内金融全般に与える影響は当面さしたることはないと思われるが、他方限度枠の削減が市中金融機関の流動性余力を縮小させ、この面から引締め強化の印象を与えたことは否めない。西ドイツでは外資流入ないし資本市場への影響を考慮しているため景気抑制策としての金利政策の弾力性が著しく阻害されている状態である。したがって今後は市中流動性を直接規制する手段として今回のごとき措置が活用されることも十分考えられる。

(注) 借入制度法第10条で規定されているもので、たとえば株式会社、株式会社合資会社、有限会社の場合、払込み資本金から自己保有株式または持分を控除した額と積立金との合計額をさす。

◇西ドイツ、フォルクスバンクの貯蓄証書金利の引上げ

最近、資本市場の低迷から長期金利は漸騰を余儀なくされているが、これに対処するためフォルクスバンク(注1)はこのほど貯蓄証書金利を2回にわたってそれぞれ0.5%方引き上げた(4月20日5→5½%、5月12日

5½→6%)。この引上げに伴って貯蓄証券(注2)の発行価格は額面1,000マルクの場合、従来の765マルクから17マルク安の748マルクとなり、5,000マルク、10,000マルクの場合はそれぞれ3,740(85マルク安)ないし7,480マルク(170マルク安)となった。

(注1) フォルクスバンクとは協同組合金融機関のうち工業協同組合金融機関をさし、現在西ドイツ全国に760行ある。

(注2) 貯蓄証券とは米国の譲渡可能定期預金証書に類似したものでフォルクスバンクが貯蓄銀行との競争上導入したものである。証券は定型化されており、譲渡可能、期間5年、額面金額は1,000、5,000、10,000各マルクである。

◇西ドイツの対外民間投資実績

西ドイツでは資本輸出促進の観点から対外投資が奨励されているが、このほど西ドイツ工業連盟がまとめたところによると1952～64年の13年間に72億マルク(18億ドル)の対外民間投資が行なわれたことが明らかになった。地域別、業種別内訳は次のとおり。

西ドイツの対外投資実績(1952～64年)

(単位・億マルク)

(地域別)	欧州	37(うちスイス10、フランス7 ベネルックス6)
	南北米大陸	27(うち南米13)
	アフリカ	4
	アジア	3
	太平洋州	1
(業種別)	化学工業	10
	鉄鋼	7
	自動車	7
	その他	48

地域別の内訳の中ではスイス、フランス2か国で全体の¼弱を占めており、他の諸国への投資の比重は一段と低い。

◇西ドイツ、VEBA社の民間向け増資新株の発行価格決定

戦後第3回目の国有企業の株式公開として注目を浴びていたVEBA社(電力、鉱山関係持株会社)の新株価格は、4月7日西ベルリンで開催された連邦議会で210マルク(額面100マルク)と決定された。当初170～300マルクの線が考えられたが、株式市況が低迷している現状およびVEBA社が緊急に資金を必要としている事情などから上記のごとく決定をみたもので、ドーリングー管財大臣はこの価格で十分売却できるだろうと述べている。

VEBA社は元来国有企業であったが、今回特に石炭部門の合理化のために増資の必要に迫られ、それを財政資金でまかないきれないことから、民間資本の導入に踏み切ったもので、かたがた新株を低所得者層に優先的に割り当てることによって社会政策的効果をもねらったものである(39年11月号「要録」参照)。

同社の資本金は従来450百万マルクであったが、4月12日の総会で825百万マルクに増資され、増資分が全額民間に売却されることになっている。これに伴って政府出資比率は54.5%に減少したが、過半数は依然掌握している。VEBA社は増資分375百万マルクのうち335百万マルクを当面の合理化資金に、20百万マルクを発行費用などに、残り20百万マルクを租税に充当する予定といわれている。

新株の発売は5月24日から行なわれ、配当は7月1日以降の分から実施され、現在のところ国有株に対して9%、新株に対して10%の配当が予定されている。

VEBA社の株式公開はこれで一応達成されたが、伝えられるところによると、連邦政府は第4次計画としてHugo-Stinnes 株式会社(資本金99.8百万マルク、連邦政府出資12.5%、復興金融公庫およびドイツ銀行を幹事銀行とする銀行コンソーシアム出資87.5%、なお同社は先般倒産に至ったHugo-Stinnes 合名会社とは異なる)の株式公開も準備中といわれ、市場経済を標ぼうするエアハルト内閣の基本政策を示すものとして今後の成行きが注目されている。

◇フランス、市中銀行貸出金利(最低限度)の引下げ

フランスの国家信用理事会は4月30日、市中貸出金利の最低限度を0.25%(ただし輸出前貸手形については0.35%)引き下げることを選定した。これに伴い当該規制金利ならびに手数料から成る実際の市中貸出金利は以下のとおりとなる。

	(新レート)	(旧レート)
商業手形	3.75%以上	4.00%以上
銀行引受手形	4.15 %	4.40 %
(フランス銀行再割適格分)		
中期信用手形	5.75 %	6.00 %
輸出前貸手形	4.15 %	4.50 %

今回の措置はさる4月8日の公定歩合引下げ時にすでに予定されていたもので、そのねらいは景況に若干の刺激を与えるとともに、市中銀行が貸出金利を自主的に決定する余地を拡大し金利の自由化を推進することにある(本措置に対する反響については「国別動向」参照)。

また、国家信用理事会は上記措置と併行して期間6年

以上の預金金利に対する規制を撤廃し、市中銀行の自由な決定にゆだねることとした。

◇フランス、流動比率の変更

フランス銀行は5月14日、市中銀行の流動比率を5月末については35%、6月末については34%、とすることを決定した(4月末は34%)。本措置は、5月中国庫の資金繰りが窮迫したため大蔵省証券の発行増加が見込まれるところから、その消化策として一時的にとられたものとみられている。

◇フランス、企業の営業状況報告義務の厳格化

フランス大蔵省は4月下旬、企業の営業状況報告義務を厳格化する法案の成文化に着手した。この法案は総資産10百万フラン以上の企業を対象とするもので、業務内容の粉飾を防止するため従来より詳細な営業報告をより頻繁に当局に提出させることを意図したものである。すなわち、企業はまず従来の損益計算書に加えて今後は賃金、社会保障費、租税、原材料購入費、一般経費、光熱費、減価償却費などの明細を記した一般経営報告書(Compte d'exploitation generale)を公表するとともに、子会社の経理内容についても公表義務を負うことになるが、そのほかまた半年に一度仮決算報告書を当局に提出するとともに、四半期ごとに期中の部門別売上高を前年同期の実績とともに報告すべきものと規定されている。大蔵省は同法案を早急に成文化し、1966年から実施したい意向と伝えられる。

◇オランダ政府、新税法案を提出

4月13日発足したカルス新政府は、同27日下院で土地、建物、有価証券の売買差益に対し、25%を課税する趣旨の新税法案を提出した。同法案の概要は次のとおりである。

- (1) 新税法は時限立法とし適用期間は別途決定する。
- (2) 有価証券に対する新税法の適用は、健全な証券流通市場を維持する意味から不動産の場合より短期とする。
- (3) 現在のような好況時に徴収した新税収入を財源として不況時に必要な財政支出を行なう。

なお政府は本差益税法案と同時に個人所得税の累進税率引下げに関する法案(7月1日実施予定)をも議会に提出している。今回の新差益税法案は、景気の過熱を阻止することを主たるねらいとしたもので、過度な累進所得税率の修正などを抱き合わせたことは議会通過を容易にせんとする配慮のあらわれとみられている。

◇スイスの銀行の支払停止

スイス・サンガーレン所在の Schweizerische Spar- und Kreditbank(1963年末現在、資本金30百万スイス・フラン、総資産319百万スイス・フラン)は4月24日、「監督当局に対しモラトリアム実施の許可を求め、営業を一時停止するの止むなきに至った」との声明を発表、ついで同27日には同行と密接な関係にある Banque Genevoise de Commerce et de Credit(ジュネーブ所在、1963年末現在資本金20百万スイス・フラン、総資産155百万スイス・フラン)も同様趣旨の声明を発表した。

前者については、約3年前からスペインの金融業者 Muñoz が経営権を握り(株式の約7割を保有)、1963年から国外業務に進出したが、この間 Muñoz は同行からの借入資金をもってスペイン、イタリア、フランス、ベルギーなどで不動産投資を行なった。この結果、最近同行の流動資産がとみに枯渇していることが表面化し、経営破綻のルーマーが広まったことが直接の契機とみられている。また同行は1963年以来 Banque Genevoise de Commerce et de Credit の株式の83%を取得しており人的にもこれときわめて密接な関係にあったため前者の破綻が波及したものともみられる。

州裁判所は5月初旬両行のモラトリアム申請を認め、直ちに両行の管財人が任命された。

◇オーストリア、証券市場育成策の立案

オーストリア物価・賃金問題審議会経済諮問委員会は証券市場育成策の立案を急いできたが、このほどそれをとりまとめ3月末審議会に答申した。その要点は以下のとおりであるが、とくに税法の改正と同時に政府、中央銀行、証券取引所、金融機関、保険会社など証券市場の運営にあたる機関相互間の密接な協力関係を強調していることが注目される。

- (1) 預金金利を期間別に規制し、長期金利を引き上げることによって遊休資金を吸収し、証券市場へ資金が流れやすくする。
- (2) 国債管理制度を弾力的なものに改正し、とくに政府の価格維持政策を行ないやすくする。
- (3) 長期国債に中央銀行買入れの途を開き、金融市場証券の量を増加させる。この場合、長期国債は自由な価格形成を通じて取引される。
- (4) 新証券(証券および土地への運用を目的とする投資信託証券)を発行して流通証券をふやし、かたがた期間、金利、償還条件別に発行を調整する。
- (5) 法人税を分割し、配当分に対する税率を引下げ、高配当を可能ならしめる。

- (6) 任意準備金の資本金組入れは無税とする。
- (7) 税法を改正し、証券発行税、証券取引所における取引税を撤廃ないし引き下げる。
- (8) 証券市場の運営にあたる機関相互間の密接な協力体制を樹立する。

今回の提案は同委員会が昨年夏に行なった第1回提案(注)に引き続いて行なわれたものである。オーストリアでは資本市場とくに証券市場が他の西欧諸国に比し未整備であるだけに、証券市場の育成は切実な課題となっており、とりわけ将来EEC加盟を控えた同国としてはそれ以前に是非とも解決しておかねばならない問題の一つとなっている。

(注) ①機関投資家の証券投資を制限している現行規定を改正し、一定限度の証券購入を義務づける。②企業・金融機関などは銀行借入の代わりに債券発行(社債、金融債など)によって資金を調達する。③証券取引を妨げる現行税制(証券発行税、取引所における証券取引など)を改正する。

他方かかる委員会の主張に対しては貯蓄銀行をはじめ建築貯蓄金庫、保険会社、地方公共団体などのグループが真向うから反対しており、上記委員会提案発表の2日前に独自の提案を行なった。その提案の骨子は、①従来長期資金を最も多く吸収し、また企業への投資に多大の貢献をしてきたのは貯蓄銀行などのグループである。②したがって銀行・貯蓄預金の形態が好ましくないというのは当をえておらず、③今後は逆に国家補助によりさらにいっそうの貯蓄預金奨励策をとるべきだ、という点にある。

◇オーストリア、新投資信託会社の設立

オーストリア連邦ジロ中央機関(Girozentrale der österreichischen Sparkassen)、ドイツ連邦ジロ中央機関(Deutsche Girozentrale)、シュタイアメルキツシェ銀行(Steiermärkische Bank、グラーツ所在)の3行はかねてから懸案の新投資信託会社の設立を急いでいたが、4月をはじめウィーンにシュパールインベスト投資信託有限会社を新設し、5月中旬に「シュパールインベスト」と呼ばれる受益証券を発行することになった。新会社の内容ならびに業務は次のとおり。

- (1) 新投信会社の資本金を200万シリングとし、3行の出資比率を6:3:1とする。
- (2) 新投信はオープン型とし、額面金額を250シリングとすることによって両国の大衆から広く資金を集める。
- (3) 資金運用は $\frac{1}{2}$ をオーストリア国内株式、 $\frac{1}{2}$ をオーストリア国内債券に向けるが、残り $\frac{1}{2}$ はドイツ市場で上場されるドイツならびに外国株式に投資する。
- (4) ドイツ市場での運用はドイツ連邦ジロ中央機関が担

当する。

- (5) ドイツ投資家に対してはマルク対シリングの換算率をあらかじめ固定させておきマルクで払込ませる。

オーストリアでは近年リスクの少ない投資信託に人気が集っているが、新投信については運用銘柄にオーストリア証券のみならず、外国株式も加えることによってより十分な安定性を確保し、かつ額面金額を細分することによって大衆に投資しやすい手段を提供したという意味で新しい試みとみられ、同社の今後の発展が期待されている。

◇デンマーク、増税措置などの発表

デンマーク政府はこのほど、景気過熱傾向に対処するため、増税を中心とする新財政措置に関する法案を議会に提出した。その概要は次のとおりである。

- (1) 中古乗用車およびモーター・バイクに対する売上税の新設(本措置による増税額は170百万デンマーク・クローネ)。
- (2) 香料および化粧品に対する消費税の引上げ(33 $\frac{1}{2}$ % \rightarrow 40%、増収額24百万デンマーク・クローネ)。
- (3) 富くじの賞金で200デンマーク・クローネをこえるものに対する課税の引上げ(15% \rightarrow 25%、増収額3.5百万デンマーク・クローネ)。
- (4) 抽せん賞金付債券の発行(期間10年、発行総額100百万デンマーク・クローネ)。

(注) 本債券の資金は500デンマーク・クローネから250千デンマーク・クローネまで、年2回の抽せんによって支払われる。賞金の総額は6百万デンマーク・クローネ(年利6%に相当、昨年発行された同種債券の場合は3.5~4.5%程度)に達するが、この賞金については上記(3)の高率な課税が適用される。

なお、上記の増税措置および賞金付債券の発行による本年度の歳入増加額は約230百万デンマーク・クローネとなり、現行予算に組み入れられる。

◇ノルウェー銀行、貸出政策を厳格化

ノルウェー銀行は国内におけるインフレ圧力の増大に対処するため、4月1日以降対市中貸出の条件を次のごとく厳格化した。

- (1) 期間21日までの中央銀行貸付については、担保を徵求しないが、保証として貸付金と同額の有価証券もしくは適格手形を市中銀行の手元に保有させる。期間21日をこえる場合には、上記保有証券をノルウェー銀行に担保として差し入れさせる。
- (2) ノルウェー銀行の対市中貸出が、当該市中銀行の資本金の40%をこえ、かつ毎四半期中一定の期間(第1四半期中は20日、第2、第3四半期中は各30日、第4四半期中は25日)をこえる場合には、当該超過貸出額のうち

上記期間をこえる分について公定歩合(3.5%)に累進的な懲罰金利(上記規定限度の2倍までの貸出に対しては1.5%、2倍以上3倍以下のものについてはさらに1.5%)を加えた高率金利を適用する。

なお今回の措置により、北欧4か国はいずれも高率適用制度を実施したこととなる。

◇フィンランド、金融引締め政策を強化

フィンランド銀行は5月4日、最近の景気過熱を抑制し、国際収支の悪化に対処するため、金融引締めを強化する旨商業銀行に通達した。内容は次のとおり。

(1) 本年中の総貸出残高を前年比11%増以下に押えること(1964年中の増加率は12.7%)。

貸出抑制を容易にするため、市中銀行が個別の貸出金利を最高10%まで引き上げること認める(ただし平均金利は7.5%以下に据え置く)。

(2) 輸入を抑制するため、輸入ユーザンスの期間を最高6か月に短縮し、長期の輸入信用については借入限度額を輸入額の65~75%(従来は80%)に引き下げること。

今回の措置により、本年中の対外準備は31~36百万ドル程度の減少(64年中62.2百万ドル増、年末残高は409百万ドル)に押えられるものと期待されている。

◇フィンランド、賦払信用規制の強化

フィンランド政府は4月24日、輸入削減のため、自動車その他の耐久消費財に対する賦払信用規制を強化する旨発表、直ちに実施した。内容は次のとおり。

(1) 西欧諸国からの輸入乗用車に対する賦払信用については、頭金率を40%から60%に引き上げ、期間を15か月から9か月に短縮する。

(2) 東欧諸国からの輸入乗用車については、頭金率を30%から40%に、期間を22か月から18か月に短縮する。

(3) トラック、バン、トラクターについては、頭金率を30%に引き上げ、期間を18か月とする。

(4) テレビ、冷蔵庫、洗濯機については頭金率30%、期間12か月とする。

アジアおよび大洋州諸国

◇対インド債権国会議の開催

インドの第3次5か年計画の最終年度(1965年4月~66年3月)に対する援助額を決める債権国会議が、世銀主催のもと、4月21日、ワシントンで開催された。本会議では、インドが外貨不足の深刻化を背景に前年度比約2割増の12.6億ドルの援助を要請したのに対して、一

部西欧諸国は国際収支上の困難を理由に援助の削減を強く主張し、結局援助総額は前年度並みの1,027百万ドル(うち日本60百万ドル)と決定した。

この結果、第3次5か年計画全体に対するインドの援助受入総額は、55億ドルと当初調達計画額(52億ドル)を6%方上回ることとなった。

なお、上記援助に当たっては各国とも昨年に引き続きノン・プロジェクト援助(原材料中心)の増加に努めるほか、少なくとも援助総額の%を贈与または期間25年以上の低利融資とすることに同意するなど、従来からのインド側の要請がかなりとり入れられている。

対インド債権国会議の援助約束額

(第3次5か年計画分)

(単位・百万ドル)

	1961 年度	62	63	64	65	合計
世銀・第2世銀	250	200	245	245	245	1,185
米 国	545	435	435	435	435	2,285
その他9か国	500	435	372	348	347	2,002
西ドイツ	225	139	99.5	95	86	644.5
英 国	182	84	84	84	84	518
日 本	50	55	65	60	60	290
イタリヤ	0	53	45	36	36	170
カナダ	28	33	30.5	41	41	173.5
フランス	15	45	20	20	20	120
オランダ	0	11	11	11	11	44
ベルギー	0	10	10	0	4	24
オーストリア	0	5	7	1	5	18
合 計	1,295	1,070	1,052	1,028	1,027	5,472

◇ビルマ、新紙幣の発行

ビルマ連邦銀行は、これまで流通していた紙幣(券面20、10、5、1チャットの4種、1チャット=0.21ドル)を漸次新様式の紙幣に切り換えることとし、4月30日から新紙幣の発行を開始した。

本措置は、①社会主義国家建設を推進するため、人心の一新をはかるとともに、②長年にわたり同一様式のまま流通している旧紙幣の偽造を防止し、通貨の信用を高めるため、とられたものと説明されているが、このほか昨年5月の高額紙幣(100、50チャット)流通禁止措置の実施以来目立っている通貨不安を鎮静化する意図も見のがせないところとされている。

なお、同国ではポンド不安に対処して、本年初来数次にわたって同国保有ポンドの一部を金に転換し(年初来の金買入額は合計25百万ドル前後といわれる)、通貨発行準備の強化をはかっている。

◇フィリピン中央銀行、支払準備率を変更

フィリピン中央銀行は、支払準備率を次のように変更し、5月1日から実施した。

(1) これまで要求払預金の19%、定期性預金の6%とされていた支払準備率を、それぞれ10%に一本化する。

(2) 政府証券の支払準備算入限度を総預金の7%(従来、要求払預金の5%、定期性預金の6%)に引き上げる一方、手持現金の算入限度を総預金の1%(従来5%)に引き下げる。

◇豪州、支払準備率の引下げ

豪州準備銀行は、5月5日、支払準備率を14.8%から13.8%に引き下げた。

これは①納税期入りに伴う季節的金融ひっ迫を調整するとともに、②「特別長期貸付基金」(注)に対する商業銀行預託金の増額(同基金の利用活性化に伴い、商業銀行総預金の0.4%に当たる9.8百万豪ポンドを5月5日増額)に伴う商業銀行の資金事情悪化を補てんしようとするもので、準備銀行では、本措置が金融引締め政策の解除を意味するものではない旨、強調している。

(注) 「特別長期貸付基金」(Special Term Lending Fund)は、商業銀行から資金を準備銀行に預託させ(預託額は準備銀行が決定)、これを生産、輸出のための中長期金融(3~8年)の回転資金として活用させようとするもの。その資金量は今回の増額により108.8百万豪ポンドとなったが、準備銀行はさらに、本年9月末までに4.9百万豪ポンド(同0.2%)の増額を行なう旨決定している。

◇ニュージーランド、輸入の大幅自由化

ニュージーランド政府は、このほど、輸入の大幅自由化を本年7月から実施する旨発表した。

今回発表された自由化品目は、コーヒー、ココア、さけ・いわし缶詰、繊維製品、農業機械、ロールベアリングなど約90品目で、その輸入額は同国輸入総額の約2割に相当すると伝えられている。本措置は、世界的な貿易自由化の動きにもかかわらず同国の輸入自由化率が約1割にとどまっている現状を背景に、①低開発国からの自由化要請にこたえるとともに、②国内物価の上昇傾向に対処するため、とられたものと説明されている。

共 産 圏 諸 国

◇ソ連、第1四半期の工業生産実績

ソ連閣僚会議付属中央統計局の発表(4月21日)によれば、本年第1四半期(1~3月)における主要物資の生産実績は次のとおりである。

主要物資の生産高

	本年第1 四半期の 生産高	昨年同 期 比 (増減(△)・%)	昨年同 期実績
鉱物性肥料(百万トン)	6.9	27	20
殺虫剤・除草剤(千トン)	24.6	31	50
合成樹脂()	197	16	26
プラスチック()	319	15	11
か性ソーダ()	2.1	13	13
焼 鉄()	16.3	6	9
粗 鋼()	22.3	7	7
圧 延 鋼()	15.2	7	7
鋼 管(百万メートル)	339	4	7
石 油 設 備(千トン)	37.6	25	2
化 学 設 備(百万ルーブル)	91.6	21	12
紡 織 機(千基)	6.1	△ 3	△ 2
車 両(千台)	148	△ 2	3
農 業 機 械(百万ルーブル)	346	4	8
綿 織 物(百万平方メートル)	1,355	2	5
毛 織 物()	115	△ 6	2
衣 服(10億ルーブル)	2.3	△ 3	△ 3
靴 (百万足)	121	0.2	4
肉 (千トン)	893	15	△ 11
バ タ ー()	142	72	△ 12
乳 製 品(百万トン)	2.7	26	2
チ ー ズ(千トン)	55	49	4
植 物 油()	564	15	1
時 計(百万個)	7.3	2	10
テレビ・セット(千台)	790	15	21
電 気 冷 蔵 庫()	347	32	18
電 気 洗 濯 機()	787	18	29